

交通事故

傷害事件

第三者行為で けがや病気をしたときは 国保に届け出を!

犬にかまれた

交通事故などの第三者行為にあったときは、国保でお医者さんにかかることができますが、国保への届け出が必要です。必ずお住まいの市区町村の国保担当窓口へ届け出をしてください。

国保が使えるのはこんなときです!

交通事故にあった



傷害事件に巻き込まれた



他人の飼い犬にかまれた



他人の落下物に当たった



国保が使えない場合もありますのでご注意ください
(裏面参照)

天城町国民健康保険

なぜ
届け出が
必要なの?



届け出がされないと、本来加害者が負担する分を国保が負担することになります。届け出が遅れた場合も、国保から加害者への請求が遅れ、国保が医療費などを回収できない可能性が高まります。いずれの場合も国保の負担が増し、国保加入者の保険税(料)の負担増加にもつながってしまいます。第三者行為にあったときは必ず届け出をしてください。

届け出のしかた



- 1 まずは国保にご連絡ください。そのうえでお住まいの市区町村の国保担当窓口へ必要書類を提出して届け出をしてください。

必要書類

- 第三者行為による傷病届 ● 事故発生状況報告書 ● 第三者の同意書
- 交通事故の場合は、事故証明書 ● マイナンバーカード(個人番号カード)、またはマイナンバーのわかる書類と本人確認書類 ● 保険証 ● 印かん

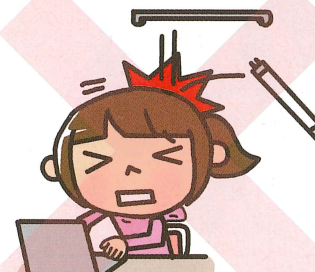


- 2 市区町村が第三者と連絡を取ります。

提出していただいた書類を基に、市区町村が加害者や損害保険会社などの第三者と連絡を取り、医療費の請求などの交渉を行います。

ただし! こんなときは国保が使えません!

仕事中や通勤中の事故



労災保険の対象となります。

飲酒運転や無免許運転
などの不法行為



国保の給付が制限されます。

示談を済ませて
しまったとき



示談の前に必ず国保にご連絡ください。

UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

R280



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
KH014220-R13